

埼玉西部消防組合物品等制限付一般競争入札（紙入札）実施要領

令和5年3月16日 管理者決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、埼玉西部消防組合（以下「組合」という。）が発注する物品購入、業務委託、賃貸借等（以下「物品購入等」という。）の契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づく必要な資格を定めるとともに、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象契約）

第2条 入札の対象とする物品購入等の契約（以下「案件」という。）は、原則として埼玉西部消防組合入札・契約手続運営委員会事務取扱要領（令和2年1月21日消防局長決裁）に基づき設置された埼玉西部消防組合入札・契約手続運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、管理者が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 埼玉西部消防組合競争入札参加資格者名簿に、案件に対応する業種又は業務で登載されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成27年告示第10号。以下「入札参加停止措置要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に

係る暴力団排除措置要綱（平成27年告示第11号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に掲げる事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 事業所の所在地
- (2) 一定基準を満たす同種又は類似契約の実績
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項
(公告内容等の決定)

第4条 管理者は、委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

2 前項の決定のために委員会に諮る案件は、設計金額が1,000万円以上のものを基準とする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

(入札の公告)

第5条 施行令第167条の6に規定する入札の公告（以下「入札公告」という。）は、埼玉西部消防組合契約規則（平成25年規則第43号。以下「契約規則」という。）第2条及び第3条に規定するところに従い、埼玉西部消防組合公告式条例（平成25年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に様式第1号の書面を掲示して行うとともに、その写しを企画総務部契約会計課及び埼玉西部消防組合ホームページにおいて公衆の閲覧に供するものとする。

(設計図書等)

第6条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書、特記仕様書その他

入札金額の見積りに必要な図書は、埼玉西部消防組合ホームページに掲載する。

- 2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、埼玉西部消防組合ホームページにより入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加申請書(物品購入等)(様式第2号。以下「参加申請書」という。)及び入札公告に定める入札に参加する者に必要な資格を確認できる資料(以下「資格確認資料」という。)を持参又は郵送により提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

(参加資格の審査及び通知)

第9条 管理者は、参加資格の要件に基づき、前条の規定により参加申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が、当該要件を満たしているか否かの審査を行い、その結果、参加資格を満たしている者には埼玉西部消防組合入札参加資格適格通知書(物品購入等)(様式第3号)により、満たしていない者には埼玉西部消防組合入札参加資格不適格通知書(物品購入等)(様式第4号)により通知する。

- 2 前項の審査は、参加申請書提出期限の翌日から起算して原則として3日(埼玉西部消防組合の休日を定める条例(平成25年条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に行わなければならない。ただし、審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定に基づき審査した結果、入札参加資格適格通知を受けた者は、入札に参加することができる。ただし、入札日までの間に、入札公告に示すいずれかの参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を満たさないも

のとみなす。

- 4 申請者が虚偽の参加申請書若しくは資格確認資料を提出した場合又は参加資格の審査のために管理者が行う指示に従わない場合において、当該申請者の行為が悪質であると管理者が認めるときは、入札参加停止措置要綱による措置を講ずるものとする。

(理由の説明)

第10条 前条第1項の規定により入札参加資格不適格通知を受けた者が、参加資格を満たさないとされた理由に不服があるときは、通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に管理者に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（物品購入等）（様式第5号）を持参し、又は郵送することにより行うものとする。

- 3 管理者は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、苦情回答書（物品購入等）（様式第6号）により回答するものとする。

- 4 第1項の規定による苦情の申出は、第13条第1項の入札の執行を妨げないものとする。

(入札保証金)

第11条 入札保証金の納付及び減免については、契約規則第4条及び第5条の規定によるものとする。

(入札金額見積内訳書)

第12条 管理者は、入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札の執行)

第13条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い執行する。

2 入札参加者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

3 入札の回数については、初度入札と再度入札を合わせて2回までとする。ただし、予定価格を事前公表した案件については、再度入札は行わない。

(不調時の取扱い)

第14条 再度入札によってもなお落札者が決定しない場合は、日時を改めて公告をして、入札に付するものとする。ただし、入札に付することができないときは、随意契約とすることができる。

2 前項の規定による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

3 再度入札において無効の入札を行った者は、第1項に規定する随意契約の相手方とすることができない。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者は、参加申請書の受理後であっても、入札を辞退することができるものとする。

2 管理者は、前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第16条 入札参加者は、いったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第17条 管理者は、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その

執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格がない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達していない者が行った入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札
- (6) 記載する事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (10) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (11) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した入札
- (12) 虚偽の参加申請書又は資格確認資料を提出した者がした入札
- (13) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第19条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を設定した場合は、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の110分の100以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者)を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじによ

り落札者を決定する。

(契約保証金)

第21条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第21条から第24条までの規定に基づくものとする。ただし、他に特段の定めがある場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づきこれを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(議会の議決を要する契約)

第22条 埼玉西部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成25年条例第33号）第2条又は第3条の規定により議会の議決に付さなければならない契約については、組合の議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した仮契約書を取り交わすものとする。

2 組合の議会で契約を締結することが否決された場合において生じた損害は、組合及び契約の相手方の双方ともに、これを請求しないものとする。

(雑則)

第23条 この要領に定めがない事項は、契約規則及び関連諸規程の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

埼玉西部消防組合告示第 号

について、下記のとおり制限付一般競争入札（紙入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については埼玉西部消防組合物品等制限付一般競争入札（紙入札）実施要領の規定によるものとする。

年 月 日

埼玉西部消防組合管理者

記

1 入札対象

- (1) 件名
- (2) 納入場所（業務委託場所）
- (3) 納入期限（履行期間）
契約確定日から 年 月 日まで
- (4) 物品（業務委託）概要

2 入札手続の方法

本件は、紙入札方式により落札者を決定する。

3 競争入札参加申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に制限付一般競争入札参加申請書（物品購入等）及び資格確認資料を持参又は郵送により提出する。

- (1) 提出先
埼玉西部消防組合企画総務部契約会計課
- (2) 申請期間
年 月 日（ ） 時 分から
年 月 日（ ） 時 分まで（必着）
（持参は祝休日及び土、日曜日を除く。）

4 入札執行の日時等

- (1) 入札執行日時
年 月 日（ ） 時 分から
- (2) 開札場所
埼玉西部消防組合

5 入札に参加できる者の形態

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。ただし、公告日から開札日までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することがで

きない。

7 入札参加資格の有無の確認

埼玉西部消防組物品等制限付一般競争入札（紙入札）実施要領に基づき確認する。

8 設計図書等

設計図面、設計書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、埼玉西部消防組合ホームページに掲載する。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質疑応答書をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(1) 提出先

埼玉西部消防組合

Fax 番号 — —

E-mail :

件名を「質疑応答書（件名）」とすること。

(2) 受付期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）正午まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、年 月 日（ ）までに埼玉西部消防組合ホームページにより入札参加希望者に周知する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格適格通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札書

イ （入札金額見積内訳書）

(4) 入札回数

入札回数は2回までとする。

(5) 入札の辞退

入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

11 予定価格

12 最低制限価格

13 入札保証金

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達していない者が行った入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札
- (6) 記載する事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (10) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (11) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した入札
- (12) 虚偽の参加申請書又は資格確認資料を提出した者がした入札
- (13) その他公告に示す事項に反した者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設定した場合は、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の110分の100以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者）を落札者とする。
- (2) くじによる落札者の決定
落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

16 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成25年条例第33号)第2条又は第3条の規定により、組合の議会の議決に付さなければならない契約については、仮契約書を取り交わし、組合の議会の議決後に本契約を締結する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付免除については、次に掲げるとおりとする。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出した場合
 - ウ 契約の相手方が過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められた場合
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。ただし、受注者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

18 支払条件

- (1) 前金払
- (2) 部分払

19 その他

- (1) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) この入札に際し、談合その他の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、当該入札を無効とし、又は契約を解除することがある。

20 問合せ

(1) 問合せ先

埼玉西部消防組合企画総務部契約会計課

(2) 電話番号

様式第2号（第8条関係）

埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加申請書（物品購入等）

年 月 日

（宛先）埼玉西部消防組合管理者

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記の制限付一般競争入札（紙入札）に参加したいので本書を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び埼玉西部消防組合契約規則及び競争入札参加者心得に従い、契約約款、仕様書等を熟知のうえで入札することを誓約します。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 件 名
- 3 資格確認資料の添付（写し可）
- 4 連絡先担当者
 - (1) 所属・氏名
 - (2) 電話番号
 - (3) F A X 番号
 - (4) その他

様式第3号（第9条関係）

埼玉西部消防組合入札参加資格適格通知書（物品購入等）

第 年 月 日
号

埼玉西部消防組合
管理者 印

先に申請のあった、下記の制限付一般競争入札参加資格について審査した結果、入札参加資格を満たすと認められたので通知します。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 件 名

連絡先
埼玉西部消防組合
企画総務部契約会計課
担当
電話

様式第4号（第9条関係）

埼玉西部消防組合入札参加資格不適合通知書（物品購入等）

第 号
年 月 日

埼玉西部消防組合
管理者 印

先に申請のあった、下記の制限付一般競争入札参加資格について審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認められたので通知します。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札参加資格を満たさないと認めた理由

※ 苦情の申出について

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に苦情申出書を企画総務部契約会計課 グループに提出してください。

連絡先
埼玉西部消防組合
企画総務部契約会計課
担当
電話

様式第5号（第10条関係）

苦情申出書（物品購入等）

年 月 日

（宛先）埼玉西部消防組合管理者

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり苦情を申し出ます。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 苦情対象件名
- 3 苦情のある事項
- 4 3の主張の根拠となる事項

様式第6号（第10条関係）

苦情回答書（物品購入等）

第 年 月 日 号

埼玉西部消防組合
管理者 印

年 月 日付で苦情申出のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情対象件名
- 2 苦情のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容

絡先
埼玉西部消防組合
企画総務部契約会計課
担当
電話